

○大槌町子ども、妊産婦及び重度心身障害者医療費給付条例

昭和48年10月5日

条例第24号

〔注〕 平成10年6月から改正経過を注記した。

改正 昭和49年10月3日条例第27号

昭和58年3月26日条例第6号

昭和59年6月22日条例第13号

昭和59年12月26日条例第16号

昭和61年9月18日条例第16号

昭和63年6月14日条例第10号

平成6年9月12日条例第19号

平成7年3月14日条例第4号

平成10年6月22日条例第12号

平成10年7月31日条例第13号

平成13年6月27日条例第7号

平成14年9月13日条例第16号

平成16年9月9日条例第11号

平成18年9月20日条例第20号

平成20年3月10日条例第11号

平成22年9月21日条例第17号

平成25年3月15日条例第1号

平成27年6月12日条例第26号

〔題名改正〕

平成28年6月14日条例第16号

(目的)

第1条 この条例は、子ども、妊産婦及び重度心身障害者に対して医療費の一部を給付し、適正な医療を確保することにより、これらの者の心身の健康を保持するとともに、生活の安定を図りもって子ども、妊産婦及び重度心身障害者の福祉の増進に資することを目的とする。

一部改正〔平成27年条例26号〕

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 子ども 出生の日から12歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者
- (2) 妊産婦 妊娠5月に達する日の属する月の初日から出産した日の属する月の翌月末日までの者
- (3) 重度心身障害者 次の各号のいずれかに該当することとなった日の属する月の初日から該当しなくなった日の属する月の末日までの者
 - ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する身体障害者手帳の交付を受けている者（同項ただし書に規定する保護者が交付を受けているときは、本人）で当該身体障害者手帳に記載されている障害の級別が1級又は2級のもの
 - イ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）第3条の規定により特別児童扶養手当を支給されている者が監護又は養育する同条に定める要件に該当する障害児で、同法第2条第5項に規定する障害等級の1級に該当するもの
 - ウ 国民年金法（昭和34年法律第141号）の規定により同法に規定する障害基礎年金を支給されている者（同法の規定により支給を一時停止されている者を含む。）で同法第30条第2項に規定する障害等級の1級に該当するもの
 - エ 児童相談所又は知的障害者更生相談所において重度の知的障害児（者）と判定された者
- (4) 未就学児 子ども及び重度心身障害者のうち、出生の日から6歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者
- (5) 監護者 現に次条に規定する受給者を監護している者
- (6) 保護者 監護者、親権を行う者及び後見人その他の者
- (7) 医療保険各法 健康保険法（大正11年法律第70号）、船員保険法（昭和14年法律第73号）、私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）、地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）
- (8) 保険証 被保険者証、組合員証、加入者証又は被扶養者証等保険給付を受けるために発行された証
- (9) 医療費 医療保険各法、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）その他医療に関する法律等の規定による医療に要する費

用の額

- (10) 医療機関等 健康保険法第63条第3項第1号に規定する保険医療機関若しくは保険薬局、同法第88条第1項に規定する指定訪問看護事業者又はこれに準ずる者
一部改正〔平成10年条例12号・13年7号・14年16号・16年11号・18年20号・20年11号・25年1号・27年26号・28年16号〕

(受給者)

第3条 受給者は、大槌町に住所を有する子ども、妊産婦又は重度心身障害者であつて、医療保険各法に規定する被保険者、組合員、加入者又は被扶養者とする。

一部改正〔平成10年条例12号・27年26号〕

(受給者の制限)

第4条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は受給者から除くものとする。ただし、災害その他特別の事情がある者で大槌町子ども、妊産婦及び重度心身障害者医療費給付条例施行規則（昭和63年規則第3号。以下「規則」という。）で定めるものについては、この限りでない。

- (1) 子どもについては、その監護者の前年の所得（1月から7月までに受給原因が発生した場合は、前々年の所得とする。以下同じ。）が、その者の所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する控除対象配偶者及び扶養親族（以下「扶養親族等」という。）並びにその監護者の扶養親族等でない子どもでその監護者が前年の12月31日において生計を維持した者の有無及び数に応じて児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）第9条の規定に基づき児童扶養手当法施行令（昭和36年政令第405号）第2条の4第2項に定める額（前々年の所得については前年の同項に定める額とする。以下同じ。）に規則で定める額を加えた額以上である者
- (2) 妊産婦については、本人又はその監護者の前年の所得が前号に定める額以上である者
- (3) 重度心身障害者については、次のア又はイに該当する者
- ア 本人の前年の所得が、扶養親族等の有無及び数に応じて特別児童扶養手当等の支給に関する法律第20条の規定に基づき特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令（昭和50年政令第207号）第7条に定める額に規則で定める額を加えた額を超える者
- イ 配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻と同様の事情にある者を含む。）の前年の所得又は民法（明治29年法律第89号）第877条第1項に定める扶養義務者で主としてその者の生計を維持するものの前年の所得が扶養親族等の有無及び数に応

じて特別児童扶養手当等の支給に関する法律第21条の規定に基づき特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令第8条第1項に定める額に規則で定める額を加えた額以上である者

- 2 前項に規定する所得の範囲及びその額の計算方法は、同項第1号及び第2号については児童扶養手当法施行令第3条及び第4条の規定の例により、同項第3号については特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令第8条第2項から第4項までの規定の例による。

一部改正〔平成10年条例12号・13号・16年11号・27年26号〕

(給付の額)

第5条 給付の額は、受給者に係る医療費（6歳に達する日以降の最初の4月1日から12歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある子どもにあっては、入院に係る医療費に限る。）について医療機関等の診療報酬明細書（訪問看護療養費明細書を含む。）又は医療保険各法に定める療養費支給申請書ごとに、医療保険各法その他医療に関する法律等の規定により受給者が負担すべき額（国又は地方公共団体の負担により給付される額を除く。以下「受給者負担額」という。）から、入院外に係る医療費については1,500円、入院に係る医療費については5,000円を控除した額に相当する額とする。ただし、医療保険各法の規定により同一の世帯について一部負担金等を合算することにより高額療養費及び高額介護合算療養費（以下「高額療養費等」という。）が算定される場合においては、受給者負担額は、当該合算した額から高額療養費等を控除した額を一部負担金等の額に応じて按分することにより算定した額とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合の給付の額は、受給者負担額に相当する額とする。

(1) 受給者が出生の日から3歳に達する日の属する月の末日までの間にある場合

(2) 受給者及び監護者が、地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による当該年度分の市町村民税（同法第328条の規定によって課する所得割を除く。）が課されない者（市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者を含むものとし、当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。）である場合

- 3 入院に伴う給付の額にあっては、前2項の規定により算定された額から当該食事療養標準負担額相当額及び生活療養標準負担額相当額を控除した額とする。

一部改正〔平成10年条例12号・14年16号・16年11号・18年20号・22年17号・27年26号〕

(受給者証の交付申請)

第6条 この条例による給付を受けようとする者は、あらかじめ町長に対して、規則に定めるところにより、子ども、妊産婦及び重度心身障害者医療費受給者証（以下「受給者証」という。）の交付を申請しなければならない。

一部改正〔平成27年条例26号〕

（受給者証の交付）

第7条 町長は、前条の規定により交付の申請があった場合において、この条例による給付を受ける資格（以下「受給資格」という。）があると認めたときは、受給資格を認めた者に対し、規則の定めるところにより受給者証を交付するものとする。

一部改正〔平成27年条例26号〕

（受給者証の再交付）

第8条 受給者又はその保護者（以下「受給者等」という。）は、前条の規定により交付された受給者証を破損又は亡失したときは、町長に対し受給者証の再交付を申請することができる。

（受給者証の提示）

第9条 受給者等は、受給者が医療を受けようとする場合には、医療機関等に保険証とともに受給者証を提示するものとする。

一部改正〔平成20年条例11号〕

（給付の方法）

第10条 受給者等は、この条例による給付を受けようとするときは、医療機関等に医療保険各法に規定する一部負担金を支払った上、町長に対して、規則の定めるところにより申請をしなければならない。

2 町長は、前項の規定による申請があった場合には、その内容を審査し、適当と認めたときは、第5条の規定による額を当該受給者等に給付するものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、受給者のうち未就学児又は妊産婦が医療機関等で医療を受けた場合には、町長は、その内容を審査し、適当と認めたときは、第5条の規定による額を、その者又はその保護者に代わり、当該医療機関等に支払うことができる。

4 前項の規定により支払いがあったときは、当該受給者等に対し、当該医療費の給付があったものとみなす。

一部改正〔平成20年条例11号・27年26号・28年16号〕

（届出の義務）

第11条 受給者等は、受給者証に記載されている事項その他規則で定める事項について変

更があったとき、受給資格を失ったとき又は給付事由が第三者の行為によって生じたものであるときは、速やかに町長に届け出なければならない。

一部改正〔平成27年条例26号・28年16号〕

(給付の制限)

第12条 町長は、受給者等が、受給者の疾病又は負傷について損害賠償を受けたときは、その額の範囲内において、給付を要する費用の全部若しくは一部を支給せず、又は既に給付した金額の全部若しくは一部を返還させることができる。

一部改正〔平成28年条例16号〕

(受給権の保護)

第13条 この条例による給付を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

一部改正〔平成28年条例16号〕

(不正利得の返還)

第14条 町長は、偽りその他の不正行為により、この条例による給付を受けた者がいるときは、その者から、既に給付した金額の全部又は一部を返還させることができる。

一部改正〔平成28年条例16号〕

(委任)

第15条 この条例の実施に関し必要な事項は、規則で定める。

一部改正〔平成28年条例16号〕

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和48年10月1日から適用する。

附 則（昭和49年10月3日条例第27号）

この条例は、昭和49年10月1日から施行する。

附 則（昭和58年3月26日条例第6号）

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の乳児、妊産婦及び重度心身障害者医療費給付条例の規定は、昭和58年2月1日以降の受療から適用する。

附 則（昭和59年6月22日条例第13号）

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の大槌町乳児、妊産婦及び重度心身障害者医療費給付条例の規定は、昭和59年4月1日から適用する。

附 則（昭和59年12月26日条例第16号）

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の乳児、妊産婦及び重度心身障害者医療費給付条例の規定は、昭和59年10月1日以後の受療分から適用する。

附 則（昭和61年9月18日条例第16号）

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の大槌町乳児、妊産婦及び重度心身障害者医療費給付条例の規定は、昭和61年4月1日から適用する。

附 則（昭和63年6月14日条例第10号）

- 1 この条例は、昭和63年8月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の乳児、妊産婦及び重度心身障害者医療費給付条例の規定は、この条例の施行の日以後の受療について適用し、同日前の受療については、なお従前の例による。

附 則（平成6年9月12日条例第19号）

- 1 この条例は、平成6年10月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の大槌町乳児、妊産婦及び重度心身障害者医療費給付条例の規定は、この条例の施行の日の以後の受療について適用し、同日前の受療については、なお従前の例による。

附 則（平成7年3月14日条例第4号）

- 1 この条例は、平成7年8月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の大槌町乳幼児、妊産婦及び重度心身障害者医療費給付条例の規定は、この条例の施行の日以後の受療について適用し、同日前の受療については、なお従前の例による。

附 則（平成10年6月22日条例第12号）

この条例は、平成10年8月1日から施行する。

附 則（平成10年7月31日条例第13号）

- 1 この条例は、平成10年8月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の乳幼児、妊産婦及び重度心身障害者医療費給付条例の規定は、この条例の施行の日以後の受療について適用し、同日前の受療については、なお、従前の例による。

附 則（平成13年6月27日条例第7号）

- 1 この条例は、平成13年8月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の大槌町乳幼児、妊産婦及び重度心身障害者医療費給付条例は、この条例の施行の日以降の受療について適用し、同日前の受療については、なお従前の例による。

附 則（平成14年9月13日条例第16号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成14年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の乳幼児、妊産婦及び重度心身障害者医療費給付条例の規定は、この条例の施行の日以降の受療について適用し、同日前の受療については、なお従前の例による。

附 則 (平成16年9月9日条例第11号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成16年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の大槌町乳幼児、妊産婦及び重度心身障害者医療費給付条例の規定は、この条例の施行の日以後の受療について適用し、同日前の受療については、なお従前の例による。

附 則 (平成18年9月20日条例第20号)

- 1 この条例は、平成18年10月1日から施行する。

- 2 この条例による改正後の大槌町乳幼児、妊産婦及び重度心身障害者医療費給付条例の規定は、この条例の施行の日以後の受療について適用し、同日前の受療については、なお従前の例による。

附 則 (平成20年3月10日条例第11号)

(施行日)

- 第1条 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 第2条 この条例による改正後の大槌町乳幼児、妊産婦及び重度心身障害者医療費給付条例の規定は、この条例の施行の日以後の受療について適用し、同日前の受療については、なお従前の例による。

附 則 (平成22年9月21日条例第17号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成25年3月15日条例第1号抄)

(施行期日)

- 第1条 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(大槌町乳幼児、妊産婦及び重度心身障害者医療費給付条例の一部改正に伴う経過措置)

第2条 この条例による改正後の大槌町乳幼児、妊産婦及び重度心身障害者医療費給付条例の規定は、この条例の施行の日以後の受療について適用し、同日前の受療については、なお従前の例による。

附 則（平成27年6月12日条例第26号）

（施行期日）

1 この条例は、平成27年8月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の大槌町子ども、妊産婦及び重度心身障害者医療費給付条例の規定は、この条例の施行の日以降の受療について適用し、同日前の受療については、なお従前の例による。

附 則（平成28年6月14日条例第16号）

（施行期日）

1 この条例は、平成28年8月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の大槌町子ども、妊産婦及び重度心身障害者医療費給付条例の規定は、この条例の施行の日以後の受療について適用し、同日前の受療については、なお従前の例による。

○大槌町子ども、妊産婦及び重度心身障害者医療費給付条例施行規則

昭和63年6月14日

規則第3号

〔注〕 平成10年6月から改正経過を注記した。

改正 平成7年7月31日規則第22号

平成10年6月23日規則第11号

平成10年7月31日規則第13号

平成14年9月13日規則第17号

平成16年9月9日規則第9号

平成27年6月12日規則第17号

〔題名改正〕

平成27年12月28日規則第33号

平成28年3月31日規則第19号

平成28年6月14日規則第27号

大槌町乳児、妊産婦及び重度心身障害者医療費給付条例施行規則（昭和48年規則第9号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、大槌町子ども、妊産婦及び重度心身障害者医療費給付条例（昭和48年条例第24号。以下「条例」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

一部改正〔平成27年規則17号〕

（受給資格）

第2条 条例第3条に規定する受給者には、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第116条及び同条の2並びに高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第55条に規定する被保険者の特例に準じて取り扱う者を含むものとする。

追加〔平成16年規則9号〕、一部改正〔平成28年規則27号〕

（受給者の制限）

第3条 条例第4条第1項第1号に規定する規則で定める額は、80万円とする。

2 条例第4条第1項第3号アに規定する規則で定める額は、35万円とする。

3 条例第4条第1項第3号イに規定する規則で定める額は、35万円とする。

一部改正〔平成10年規則13号・16年9号〕

（受給者証の交付申請）

第4条 条例第6条の規定による交付の申請は、別に定める様式による医療費受給者証交付（更新）申請書（以下「受給者証交付（更新）申請書」という。）により行わなければならない。

一部改正〔平成16年規則9号・28年19号〕

（受給者証の交付）

第5条 条例第7条の規定により受給資格を認めた者については、別に定める様式による医療費受給者証（以下「受給者証」という。）を交付するとともに、別に定める様式による医療費受給者証交付台帳に記載し、不適当と認めた者については、別に定める様式による医療費受給者証交付（更新）申請却下通知書により、その旨を理由を付して通知するものとする。

一部改正〔平成16年規則9号・28年19号〕

（受給者証の有効期間）

第6条 受給者証の有効期間は、町長が認定した日から翌年の7月31日までとする。ただし、当該認定の日が1月から7月までの間である場合は、当該認定の日の属する年の7月31日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、受給者が未就学児のうち、当該認定の日から起算した最初の3月31日が、その者が6歳に達する日以降の最初の3月31日（以下「未就学満了日」という。）である者（以下「未就学満了児」という。）である場合には、未就学満了日までとし、妊産婦である場合には、出産の属する月の翌月末日までとする。

一部改正〔平成16年規則9号・28年27号〕

（受給者証の更新）

第7条 町長は、前条第1項の有効期間が満了する前に、受給者証を更新するものとする。ただし、受給者が未就学満了児又は妊産婦である場合には、この限りでない。

2 第4条及び第5条の規定は、前項の更新について準用する。この場合において、第4条中「条例第6条」とあるのは「第7条第1項」と、「交付」とあるのは「更新」と読み替えるものとする。

3 町長は、届出事由に変更がないことが明らかであると認められる場合は、前項の規定にかかわらず受給者証交付（更新）申請書の提出を求めないことができる。

一部改正〔平成16年規則9号・28年27号〕

（受給者証の切替）

第8条 町長は、受給者が未就学満了児であり、未就学満了日以降も受給資格を有すると認

められる場合には、第6条第2項の有効期間が満了する前に、別に定める様式による受給者証を交付するものとする。

追加〔平成28年規則27号〕

(受給者証の再交付)

第9条 条例第8条の規定による受給者証の再交付の申請は、別に定める様式による医療費受給者証再交付申請書を町長に提出することにより行うものとする。

一部改正〔平成16年規則9号・28年19号・27号〕

(給付の申請)

第10条 条例第10条第1項の規定による給付の申請は、別に定める様式による医療費給付申請書を医療機関等から医療機関等記入欄の記載を受けた上、町長に申請しなければならない。

一部改正〔平成16年規則9号・28年19号・27号〕

(給付の通知)

第11条 前条の申請を受理した町長は、条例第10条第2項の審査を行い、適当と認めた者については、別に定める様式による医療費給付決定通知書により、不適当と認めた者については、別に定める様式による医療費給付却下通知書により受給者にその旨を通知するものとする。

一部改正〔平成16年規則9号・28年19号・27号〕

(届出)

第12条 条例第11条に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 保護者氏名又は住所
- (2) 保険種別
- (3) 被保険者名、組合員名又は加入者名
- (4) 保険者名、組合名又は事業団名
- (5) 保険証の記号番号
- (6) 附加給付の内容
- (7) 受給資格の該当要件
- (8) 重度心身障害者が65歳に達したこと
- (9) 口座番号、銀行名その他振込先に係る事項
- (10) 受給者及びその監護者の市町村民税の課税の有無

2 前項各号に掲げる事項にかかる届出は、別に定める様式による医療費受給資格変更届に

受給者証を添えて、行わなければならない。

3 条例第11条に規定する受給資格を失ったときの届出は、別に定める様式による医療費受給資格喪失届により行わなければならない。

4 条例第11条に規定する給付事由が第三者の行為によって生じたものであるときの届出は、別に定める様式による第三者行為傷病届により行わなければならない。

一部改正〔平成16年規則9号・28年19号・27号〕

(受給者証の返還)

第13条 受給者は、条例第3条に該当しなくなったとき、前条第3項の届出を行うとともに、速やかに受給者証を町長に返還しなければならない。

一部改正〔平成16年規則9号・28年27号〕

(受給者の制限の特例)

第14条 条例第4条ただし書きの規則で定めるものは、次の各号のいずれか一に該当する者をいう。

(1) 災害その他特別の事情により、地方税法（昭和25年法律第226号）第717条の規定により国民健康保険税を減免された者又は同法第323条の規定により町民税を減免された者及びこれらに相当するものであると町長が認めたもの

(2) 所得税法（昭和40年法律第33号）第30条に規定する退職所得金額その他一時的な所得金額のうち、町長が控除することが適当と認めた金額をこれらの所得から控除した場合、条例第4条第1項各号のいずれか一に該当しない者

一部改正〔平成16年規則9号・28年27号〕

(医療費の返還)

第15条 条例第14条の規定による医療費の返還通知は、別に定める様式による医療費返還通知書により行うものとする。

一部改正〔平成16年規則9号・28年19号・27号〕

(備付帳簿)

第16条 町長は、次に掲げる帳簿を備えつけるものとする。

(1) 医療費受給者証交付台帳

(2) 医療費給付台帳

(3) 医療費助成事業収入金等整理台帳

一部改正〔平成16年規則9号・28年19号・27号〕

附 則

- 1 この規則は、昭和63年8月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の乳児、妊産婦及び重度心身障害者医療費給付条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後の受療について適用し、同日前の受療については、なお従前の例による。

附 則（平成7年7月31日規則第22号）

- 1 この規則は、平成7年8月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の大槌町乳幼児、妊産婦及び重度心身障害者医療費給付条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後の受療について適用し、同日前の受療については、なお従前の例による。

附 則（平成10年6月23日規則第11号）

この規則は、平成10年8月1日から施行する。

附 則（平成10年7月31日規則第13号）

- 1 この規則は、平成10年8月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の乳幼児、妊産婦及び重度心身障害者医療費給付条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後の受療について適用し、同日前の受療については、なお、従前の例による。

附 則（平成14年9月13日規則第17号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成14年10月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 この規則による改正後の乳幼児、妊産婦及び重度心身障害者医療費給付条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以降の受療について適用し、同日前の受療については、なお従前の例による。

附 則（平成16年9月9日規則第9号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成16年10月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 この規則による改正後の大槌町乳幼児、妊産婦及び重度心身障害者医療費給付条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後の受療について適用し、同日前の受療については、なお従前の例による。

附 則（平成27年6月12日規則第17号）

(施行期日)

- 1 この規則は、平成27年8月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の大槌町子ども、妊産婦及び重度心身障害者医療費給付条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後の受療について適用し、同日前の受療については、なお従前の例による。

附 則 (平成27年12月28日規則第33号)

この規則は、平成28年1月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月31日規則第19号)

この規則は、平成28年4月1日より施行する。

附 則 (平成28年6月14日規則第27号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成28年8月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の大槌町子ども、妊産婦及び重度心身障害者医療費給付条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後の受療について適用し、同日前の受療については、なお従前の例による。